前田教育会館の設置及び管理に関する規程

（目　的）

第１条　　前田教育会館の設置及び管理について必要な事項を定める。

（設　置）

第２条　　公益財団法人前田教育会定款第４条第１項第２号及び第３項の規定により、地域の文化、教育等の増進及び地域社会の発展に資するため、又、目的事業の推進に資するため、前田教育会館（以下「会館」という）を伊賀市大谷６７０番地に設置する。

（使用の許可）

第３条　　会館を使用しようとする者は、公益財団法人前田教育会（以下「この法人」という）の許可を受けなければならない。

２．　この法人は、次の各号の一に該当すると認めるときは、会館の使用を許可しない。

（１）公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。

（２）施設及び付属設備等を損傷するおそれのあるとき。

（３）安全、衛生管理上支障があるとき。

（４）その他適当でないとき。

３．　この法人は、第１項の許可に際して会館の管理上必要があるときは、条件をつけることができる。

（使用料）

第４条　　会館の使用について許可を受けた者（以下「使用者」という）は、別表に定める使用料を、この規定に基づく細則で定める期限までに納めなければならない。

（使用料の返還）

第５条　　既納の使用料は返還しない。ただし、この法人が特別の事由があると認めるときは、既納の使用料の全部又は一部を返還することができる。

（使用許可の取り消し）

第６条　　この法人は、使用者が次の各号の一に該当すると認めるときは、会館の使用許可の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。

（１）この規定又はこの規定に基づく細則に違反したとき。

（２）使用許可の条件に違反したとき。

（３）第３条第２項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

（４）偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。

（５）その他会館の管理上特に必要があるとき。

２．　前項の規定により、使用者が損害を受けても、この法人はその賠償の責めを負わない。

（特別の設備等）

第７条　　使用者は会館の使用にあたって既存の設備を変更し、又は特別の設備をしようとするときは、あらかじめこの法人の許可を受けなければならない。

（原状回復の義務）

第８条　　使用者は、会館の使用を終了したとき、又は第６条第１項の規定により使用を停止され、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに自己の負担で設備を撤去し、施設を原状に回復しなければならない。

２．　使用者が前項の義務を履行しないときは、この法人がこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

（損害賠償）

第９条　　使用者は、会館の施設及び付属設備を損傷又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（入場の制限）

第１０条　この法人は、次の各号の一に該当する者に対し、会館への入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

（１）公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者。

（２）他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認められる者。

（３）その他会館の管理上支障があると認められる者。

（委　任）

第１１条　この規定で定めるもののほか必要な事項は、細則で定める。

附　則

この規程は、平成４年１１月１日から施行する。

この規程は、平成１６年１１月１日から施行する。

この規程は、平成２４年４月１日から施行する。